

< 連絡事項 >

1. 自立支援医療について

(1) 肝臓の機能障害の追加について

自立支援医療については、障害者自立支援法施行規則の第6条の13及び14において自立支援医療の育成医療及び更生医療が適用される範囲を定めているが、平成22年4月からこれに肝臓の機能障害を加えるための改正をしたところである。ついては、肝臓の機能障害者が良質かつ適切な医療を受けるよう指定自立支援医療機関の内定（指定）するとともに、肝臓の機能障害の自立支援医療の対象となる肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法を予定している者等に対する周知徹底を図る等、制度が円滑に施行されるよう努められたい。

なお、障害区分毎に診療報酬明細書の件数等の実績を把握するため、他の障害区分と同様、肝臓の機能障害についても受給者番号等で管理し、実態の把握をお願いする。

(2) 精神通院医療の診断書等について

毎年、申請書に添付している自立支援医療の精神通院医療の診断書等について、概ね、2年に1度の添付で申請が可能とするため、平成21年3月に障害者自立支援法施行規則の一部を改正し、先般、「自立支援医療費の支給について」（障発0303002号平成18年3月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下、通知という。）を改正したところである。ついては、精神通院医療の申請が円滑に行われるよう制度の周知徹底を図られたい。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付の申請と併せて支給認定の申請を行う場合は、手帳の診断書を添付することになり、自立支援医療の診断書についての負担が軽減されることから、精神障害者等に丁寧に説明し、了解を得られた上で、自立支援医療の支給期間を調整するなどの取組をお願いする。

(3) 生活保護における自立支援医療の活用に関する協力依頼

会計検査院より、他の法律に定めのある扶助が優先される生活保護において、障害者自立支援法の自立支援医療の活用が図られていないものが見受けられるとの指摘を受けていることから、生活保護の事務を担当している福祉事務所と更生医療を担当している市町村等と連携し、組織的に取り組むことが求められている。このため、福祉事務所からの自立支援医療に関する照会等に適切に対応するようお願いする。

肝臓の機能障害の追加について

自立支援医療に肝臓の機能障害を追加

【更生医療の範囲】

次に掲げるものであって、確実な治療の効果が期待できる状態のもの(内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる状態のものに限る。)

- 一 視覚障害
- 二 聴覚又は平衡機能の障害
- 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 四 肢体不自由
- 五 心臓、腎臓、小腸又は **肝臓** の機能の障害(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)
- 六 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害(日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。)

円滑な施行のため

【指定自立支援医療機関の指定】

障害者が自立支援医療の支給を受けられる医療機関は、都道府県知事等が指定する制度
→ 肝臓の機能障害の関係の指定自立支援医療機関の内定(指定)されたい。

【対象者へのお知らせ】

障害者に制度が理解されることにより、必要な者から申請され、制度を円滑に施行することができる
→ 新たに対象となる肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法(免疫抑制剤投与)を予定している者等に対し、周知徹底されたい。

今後の適切な運用のため

【実態把握】

他の障害区分と同様、肝臓の機能障害についても受給者番号等で管理し、実態の把握をお願いします。

精神通院医療の診断書等について

※支給認定期間を1年間とした場合の例

○自立支援医療単独の申請

1年目の申請に必要な書類等(改正前は毎年これらの書類等が必要)

申請書

診断書

重度かつ継続の意見書

保険証

所得の確認ができる資料

2年目の申請に必要な書類等

申請書

保険証

所得の確認ができる資料

○精神障害者保健福祉手帳と同時申請

1年目の申請に必要な書類等(改正前はこれらの書類等が必要)

申請書

手帳の診断書

重度かつ継続の意見書

保険証

所得の確認ができる資料

2年目の申請に必要な書類等

申請書

保険証

所得の確認ができる資料

※精神障害者保健福祉手帳と同時申請することにより、自立支援医療の診断書の添付が必要なくなり、精神障害者の負担を軽減することができることから、申請者に丁寧に説明し、了解を得た上で、支給期間を調整するなどの取組をお願いします。

2. 障害程度区分認定の認定調査を委託するに際しての単価契約の推進について

財務省が実施した「平成21年度 予算執行調査」において、市町村が行う障害程度区分認定に係る事務に要する費用の2分の1を国が補助する「障害程度区分認定等事務費」（以下、「事務費」という。）が調査対象となり、その結果が平成22年2月に公表されたところである。

調査結果では、

- ① 「単価契約の推進」として、「認定調査の委託にあたっては、人件費相当額での委託契約とするのではなく、認定調査に特化した単価契約とすることにより、委託額を認定調査件数に比例させる等コストの明確化を図るべき」こと
- ② 「契約単価の適正化」として、「契約単価については、これまで、国において一律の基準を示してこなかったことから、単価契約を行っている自治体であってもその額は様々であるが、認定調査が全国一律の事務であることを考慮すると、単価にばらつきがあることは好ましくないことから、標準的な1件あたりの委託単価を国が示すべき」ことが指摘されているところである。

これを受けて、平成22年度の執行から、委託による認定調査について、1件あたりの国庫補助基準額を提示することとしており、国庫補助金交付要綱の所要の改正を行っているところである。

従って、国庫補助基準額を超える単価での契約については、当該超えた額を国庫補助の対象外とするので、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、事務費執行の適正化につき周知をお願いしたい。

※ 委託による認定調査に係る1件あたりの単価（案）：@6,800円

3. 良質かつ適切な精神医療等の提供について

(1) 精神科病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進に当たっては、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいております。厚生労働省としても、近年の精神科病院における人権侵害事案の発生等にかんがみ、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事等が精神科病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神科病院実地検証」を実施しているところであるが、平成20年度に実地検証した結果、一部の精神科病院において、いまだに以下のような事例が見られた。

- ・トイレが男女共用
- ・専用の面会室がない
- ・電話の使用時間等が制限されている
- ・預り金の管理が不適切
- ・保険金外負担金の徴収が不適切
- ・任意入院・医療保護入院時の診察・告知行為が診療録等で確認できない
- ・隔離・身体的拘束の際の診察・告知行為が診療録等で確認できない

また、新聞報道等においても、管理体制の適切さが疑われる事例が、複数報告されている。

精神科病院入院患者の適切な処遇の確保等については、都道府県知事等は、精神科病院に対する実地指導後の措置として、改善計画書の提出を求めるとともに、提出された改善計画書の変更を命じ、これらの命令に従わない場合には医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされているところであり、各都道府県等におかれては、貴管内医療機関に対し実地指導等を実施する際に、精神保健福祉法及び関係通知（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知「精神科病院の指導監督等の徹底について」等）の趣旨を踏まえ、一層の指導の強化を図るようお願いしたい。

併せて、平成18年の精神保健福祉法の改正に伴い、改善命令等に従わない精神科病院の公表制度、改善命令を受けたことがある精神科病院に対する任意入院者の病状報告、任意入院患者の退院制限、医療保護入院及び応急入院に係る特例措置の導入等が行われたところであり、各都道府県等におかれては、その適切な運用について引き続き御協力をお願いしたい。

さらに、精神保健福祉法第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準について、指定に係る精神科病院の看護師等の人員基準の経過措置が平成23年2月28日をもって終了することとなるので、平成22年度の指導監督時に医療機関への周知を行うとともに、指定病院の指定の見直し等、適切に対応していただくようお願いしたい。

(2) 精神医療審査会の適切な運営等について

精神医療審査会は、在院患者の人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであり、その適正な運営に努めていただいているところ。

平成20年度における退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均日数は、全国平均は34.1日となっているが、40日を超える自治体が14件あるなど不適正な状況が引き続き見受けられる。中には2か月を超える自治体があるなど極めて不適正な状況も散見されている。

各都道府県・指定都市におかれては、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に規定する精神医療審査会について」に基づき、精神医療審査会の適正な運営を図るよう徹底されたい。

4. 心の健康づくりについての各般の取り組み

(1) 大規模な災害・事件・事故の際の心のケア対策について

自然災害及び犯罪、事故等の人為災害において、いわゆる「心のケア」の必要性が強く認識されているところである。このため、心の健康問題への対応を強化する観点から、各都道府県・指定都市に対し、平成15年1月に「災害時の地域精神保健医療に関するガイドライン」を示したところであるが、引き続き、このガイドライン等を活用しつつ、災害等の発生時において「心のケア」を十分行える体制の確立にご協力願いたい。

また、精神保健福祉センター、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関する専門的な養成研修を実施しており、関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただくとともに、災害等の発生時に備えて関係機関の連携強化を図っていただきたい。

この他、内閣府共生社会政策統括官交通安全対策担当が行う交通事故被害者サポート事業の取組で、交通事故被害者、遺族に対する「こころのケア」に関するリーフレットが作成され、交通事故相談所等に配布される。その中で、PTSDやうつ病の可能性が取り上げられており、相談窓口の一つとして精神保健福祉センター、保健所が紹介されているので、交通事故被害者に対する「こころの健康相談」について、従前同様取組んでいただくようお願いしたい。

内閣府交通安全対策担当 : <http://www8.cao.go.jp/koutu/sien/index.html>

(2) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について

児童思春期の心の問題に対する相談については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において実施しているところであるが、思春期精神保健に関する専門家が少なく、各機関における相談体制が十分ではないことから、平成13年度から、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所、病院等に勤務している

医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等を対象として、思春期精神保健の専門家の養成研修を実施している。については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただくとともに、関係機関との連携強化を図っていただきたい。

(3) 精神障害の正しい理解のための普及・啓発について

精神障害者の地域生活への移行を推進する上でも、また、国民の心の健康づくりを進める上でも、心の健康問題や精神疾患に対する正しい理解の普及は非常に重要であると考えている。今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会では今後の普及啓発においては、「だれに」「何を」「どのように」伝えるかを明確にするということが重要であり、具体的には、

- ①ピアサポートの推進等による精神障害者自身の啓発
 - ②精神障害者と住民の交流や、精神障害者から学ぶ機会の充実
 - ③若年者と取り巻く者への早期発見・早期支援を目的とした普及啓発
 - ④医療関係者・報道関係者等への正確で分かりやすい情報提供
- 等を進めるべきであると指摘されている。

現在、厚生労働省においても、効果的な普及啓発手法の開発等に取り組んでいるところであり、今後、その成果をお示ししたいと考えているが、各都道府県等におかれても、広報誌における記事、各種イベントにおける展示等様々な媒体や機会を通じて、精神疾患の正しい理解に向けての普及啓発にご尽力をいただきたい。

「被害者参加制度」という新しい仕組みができました

自動車運転過失致死傷などの被害者等は、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行なうなど、刑事裁判に直接参加することができます。

①制度を利用するには

起訴された後、検察官を通じて裁判所に對し刑事裁判への参加を申し出ます。
②できること

参加を許可された被害者等は、「被害者参加人」となり次のことができるようになります。

- ・公判期日に出席すること
- ・検察官の権利行使に関し、意見を述べ、説明を受けること
- ・証人に尋問をすること
- ・被告人に質問すること
- ・事実又は法律の適用について意見を陳述すること

*被害者参加人は、上記の行為を弁護士に委託することができます。また、経済的に余裕がない方には、弁護士費用を国が負担する被害者参加人のための国選弁護士制度もあります。



◎警察庁 <http://www.pjpa.go.jp/>

◎日本司法支援センター 法テラス <http://www.houterasu.jp/>

全国には、各地に下記のような特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークに加盟している民間の犯罪の被害者を支援するセンターがあります。お近くのセンターへぜひご相談ください。被害者の相談内容やプライバシーは守られますので、安心して相談できます。

所在地	団体名	相談電話番号	所在地	団体名	相談電話番号	
北海道	北海道被害者相談室	011-232-8740	三 重	公益社団法人みえ犯罪被害者支援センター	059-221-7830	
青 島	社団法人あおもり被害者支援センター	017-721-0783	滋 賀	NPO法人あふみ犯罪被害者支援センター	075-825-8103	
岩 手	社団法人いわて被害者支援センター	019-621-3751	茨 木	社団法人茨木犯罪被害者支援センター	075-491-7830	
宮 城	社団法人みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	大 阪	NPO法人大阪被害者支援センター	06-6774-6365	
秋 田	社団法人秋田被害者支援センター	018-832-4010	0120-62-8010	兵 庫	NPO法人ひょうご被害者支援センター	078-367-7833
山 形	社団法人やまがた被害者支援センター	023-642-7830	茨 城	社団法人なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783	
福 島	社団法人ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	和 歌 山	一般社団法人紀の國被害者支援センター	073-427-1000	
茨 城	社団法人いばらき被害者支援センター	029-232-3736	鳥 取	一般社団法人鳥取被害者サポートセンター	0120-556-491	
新 潟	社団法人被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	岡 山	社団法人被害者サポートセンターおかやま(VOC)	086-223-5562	
群 馬	NPO法人被害者支援センターてつぽん	027-243-9991	広 島	社団法人広島被害者支援センター	082-544-1110	
千 葉	社団法人千葉犯罪被害者支援センター	043-302-5230	山 口	NPO法人被害者支援センター山口県庁中まち	083-974-5115	
東 京	社団法人被害者支援都民センター	03-5287-3336	鳥 取	社団法人とっとり被害者支援センター	0857-30-0874	
埼 玉	社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	048-834-6080	愛 媛	NPO法人被害者支援センターしまむら	089-905-1050	
神 奈 川	NPO法人神奈川県被害者支援センター	045-328-3725	高 知	NPO法人こうち被害者支援センター	088-854-7867	
新 潟	公益社団法人いがた被害者支援センター	025-281-7870	香 川	NPO法人被害者支援センターかがわ	087-897-7799	
石 川	NPO法人石川被害者サポートセンター	076-234-7830	福 岡	福岡被害者支援センター	088-678-7830	
福 井	公益社団法人福井被害者支援センター	0120-783-892	0776-88-0800	滋 賀	NPO法人福岡犯罪被害者支援センター	092-477-3156
富 山	一般社団法人とやま被害者支援センター	076-413-7830	佐 賀	NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS	0952-41-2535	
長 野	NPO法人長野犯罪被害者支援センター	026-233-7830	0263-73-0783	長 崎	NPO法人長崎被害者支援センター	095-820-4977
山 梨	社団法人被害者支援センターやまなし	055-228-8622	0263-43-0783	熊本	公益社団法人くまもと犯罪被害者支援センター	096-386-1033
岐阜	公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター	058-268-8700	大 分	社団法人大分被害者支援センター	097-532-7711	
静 岡	NPO法人静岡犯罪被害者支援センター	054-209-5333	宮 崎	社団法人宮崎犯罪被害者支援センター	0985-38-7830	
愛 知	社団法人被害者サポートセンターあいち	052-232-7830	鹿児島	社団法人鹿児島犯罪被害者支援センター	099-226-8341	
			沖 縄	公益社団法人沖縄被害者支援センター	098-866-7830	

(各県は、平成21年12月現在)

交通事故の被害者と
そのご遺族・ご家族の皆さんへ
～こころのケアのために～



このリーフレットは、交通事故後の心のケアについて関心を持っていただき、交通事故による深い悲しみから少しでも回復することができることを願って作成しました。

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
交通安全対策担当

事故のあと、つらい気持ちや悲しみが残っていませんか？

交通事故はこころにも影響を与えます

事故の被害を受けた方やその遺族・家族の方(以下「交通事故の被害者等」といいます。)、は、交通事故により、いのち・身体や財産の被害とともに、つらい気持ちや悲しみが続くなどの精神的な被害も被っています。被害をこうむった直後から刑事手続や民事手続が進むこととなりますが、これらの手続に追われたり、またこういった手続き自体により精神的な負担を生じたりする場合があります。

しかし、交通事故の被害者等の方々は、こうした精神的な被害や負担には、自分では気付かないことも多く、また、苦しんでもがまんし続けてしまうことがあります。

このような気持ちの多くは正常なこころの反応です

事故のあと、しばらくの間、眠れなかったり、事故のことで頭が浮かんで苦しくなったりするなどの心理的な反応がある場合があります。これらの反応の多くは、交通事故という突然の大変な出来事に引き続いて起こるこころの「正常な反応」です。これらの反応は時間の経過とともに少しずつ良くなっていくことが多いのですが、一人で抱え込んだり、無理をせず苦しい時には、信頼できる人や専門機関に相談しましょう。

こころの健康のために次のようなことに気をつけましょう

- ・回復には時間がかかることがあります。また、人によっても違います。あせらないようにしましょう
- ・不安になったり眠れなくなったり、どうしてよいかわからないような気持ちになることもありますが、大変な出来事のあとでは当然の気持ちであり、自分が弱いわけではないことを理解しましょう
- ・散歩やゆっくりお風呂に入るなど、自分がリラックスできることや楽しめることを大切にしましょう
- ・同じ体験をしている人によって表現には、違いがあることを理解しましょう
- ・体の震子やつらいときに無理をしないようにしましょう
- ・苦しみをお酒やたばこでまぎらわそうとしないようにしましょう
- ・睡眠や食事など生活のリズムに気をつけましょう
- ・苦しいときは、一人で我慢しないで、周囲の人や次にお示する相談窓口等に相談してみましょう



このような「こころの状態」が数週間続くときはこころの専門機関に相談しましょう

しかし、交通事故の被害者やそのご遺族・ご家族が、PTSD(外傷後ストレス障害)やうつ病などのこころの病気になることもあります。ご遺族では、悲嘆が強く長く続いてしまう場合もあります。次のような状態が見られた場合には、こころの専門機関(精神科・心療内科など)に相談して下さい。もし、専門機関に相談しにくい人は、家族や友人など周囲の人に必ず相談してください。決して一人でがまんしないでください。

- ・事故の記憶がしきりと思い出されてつらい毎日が続いている
- ・毎日ゆううつな気持ちが続いている、何事にも興味や関心が持てない、意欲がなくなったり
- ・罪悪感や強い怒りをコントロールすることができない
- ・苦しい気持ちをお酒やたばこでまぎらわすことが続いている
- ・生きていたくない、死にたい、自分を傷つけたいなどの気持ちがある
- ・気持ちのつらさのために家事や、学校生活、仕事などに支障が生じている など

心の変化は、日常生活や人間関係などに影響を及ぼします

こころの問題で苦しんでいる状態が長く続くことで、日常生活や家族や友人の関心に影響が表れることがあります。特にうつ病やPTSDでは、人と会いたくなくなったり、愛情や幸せなどの気持ちを感じにくくするために、大切な人との関係に影響が出てしまうことがあります。

このようなことはあなたが悪いわけではありません。事故の精神的な影響による場合が少なくないのです。その場合には、治療やカウンセリングによって良くなってきます。

このように日常生活や人間関係に影響が出ているような状態があったら、一人で苦しまず、次にお示する相談窓口等の専門家にご相談されることをおすすめします。また、一人では心細いのであれば、家族や友人に問い合わせをしてもらってもよいでしょう。

交通事故に関する主な相談窓口は、次のようなものがあります

現在、交通事故に関してさまざまな相談窓口があります。そのうち主な相談窓口として、都道府県などの単位にもうけられているものとしては、次のようなものがあります。窓口によって相談内容や対応が異なりますのでご紹介します。

関係機関	役割
犯罪の被害者を支援するセンター	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話相談・面接相談 ● 専門家による支援(臨床心理士等によるカウンセリングなど) ● 被害者グループへの支援(被害者の方々などの交流の場として、被害者グループの結成を支援するとともに、活動を支援します。) ● 直接支援(病院・警察への付き添い、刑事・民事手続の概要についての説明、警察の事情聴取・検証の付き添い、代理傍聴・葬儀の準備手伝い(遺族の場合))
精神保健福祉センター・保健所	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神保健福祉相談(こころの健康相談など) 電話相談・面接相談 ● 専門職員(精神科医師・保健師・精神保健福祉士・臨床心理士など)による、こころの健康に関する相談
交通事故相談所	<ul style="list-style-type: none"> ● 自賠責保険や任意保険の請求手続き ● 損害賠償額の請求方法 ● 過失割合の決め方 ● 示談の進め方 ● 治療と労災保険・健康保険・社会保険の関係 等



交通事故の被害に遭われた後の心の反応や心の状態などについて、ご関心のある方は、次の関係先のホームページをご覧ください。もう少し詳しいことが分かります。

- ◎ NPO 法人全国被害者支援ネットワーク <http://www.nans.jp/>
- ◎ 全国精神保健福祉センター長会 <http://www.acpln.jp/mbw2/cenlist.html>
- ◎ 全国保護者長会 <http://www.pjcd.jp/HCIst/4/CIst-top.html>
- ◎ 国立精神・神経センター「犯罪被害者メンタルヘルス情報ページ」 <http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>
- ◎ 内閣府 交通安全対策担当 <http://www.s.cao.go.jp/koutu/slen/index.html>

5. 療育手帳所持者に対する精神障害者保健福祉手帳の交付について

平成21年2月9日付事務連絡「療育手帳所持者に対する精神障害者保健福祉手帳の交付について」にて周知したところであるが、療育手帳を所持する者が、知的障害以外の精神疾患を併せて有しており、その精神疾患によって精神障害の状態にあると認められる場合は、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となるものである。

このことに留意し、精神障害者保健福祉手帳の交付事務の適切な運用を図っていただきたい。